第22回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会理事会 資料

日 時 令和4年7月28日(木)14:00~15:00

場 所 WEB開催

https://zoom.us/join

ミーティング ID:818 3125 0342

パスコード:393054

次 第

- 1. 開 会
- 2. 役員紹介
- 3. 会長挨拶
- 4. ICBA理事長挨拶
- 5. 議事
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 利用状況等
 - (3) 改修状況
 - (4) その他

配付資料

【資料 1-1】 連絡協議会役員一覧

【資料 1-2】 前回理事会(令和3年7月5日開催)議事録(案)

第1 報告事項

【資料2 】 建築行政共用データベースシステム 利用状況等

【資料3 】 改修状況等

第2 その他

【資料 4-1】 既存建築確認台帳の電子データ化について

【資料 4-2】 建築行政・技術情報提供事業(講習会・図書販売・情報提供)

【資料 4-3】 建築確認手続及び建築士事務所登録手続のオンライン利用促進事業

参考資料

【参考】 連絡協議会 会則

【参考】 連絡協議会 入会状況

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役員 - 覧

会 長東京都都市整備局市街地建築部長 飯泉 洋 副 会 長 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室長 牧田 武一 理 事北海道建設部住宅局建築指導課長 清 水 浩 史 宮城県土木部副部長(技術担当)兼建築宅地課長 昇 小 出 神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長 伊藤 浩 石川県土木部建築住宅課長 渡邊 学 愛知県建築局建築指導課長 大 岩 幸司 安弘 兵庫県まちづくり部建築指導課長 吉田 岡山県土木部都市局建築指導課長 金光 伸英 広島県土木建築局建築課長 河 野 龍 福岡県建築都市部建築指導課長 博昭 松藤 横浜市建築局建築指導部建築企画課長 角田 広 行 大阪市計画調整局建築指導部建築確認課長 水 野 勝行 福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長 松尾 勝義 日本ERI(株)確認検査本部確認管理部長 健 増田 ビューローベリタスジャパン㈱シニアアドバイザー 川越 茂幸 (株) 確認サービス取締役 中川 鋭彦 (一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長 武 縄 真次 (公社) 日本建築士会連合会専務理事 成藤 官 昌 居谷 (一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事 献弥

オブザーバー 国土交通省住宅局建築指導課長 宿本 尚吾 国土交通省住宅局市街地建築課長 成田 潤也 国土交通省関東地方整備局建政部長 家田 健一郎 国土交通省近畿地方整備局建政部長 西 野 仁

令和4年7月1日現在

第21回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 理事会 議事録(案)

日 時 令和3年7月5日(月)14:00~15:00

場 所 ZOOMによるオンライン開催

資 料

- 次第
- ・前回連絡協議会理事会 議事録(案)
- •総会配布資料
- ・建築分野における IT 化の動向について (国土交通省)

出席者(敬称略、カッコ内は代理出席者)

会 長 東京都 : 山崎 弘人

副会長 大阪府 : 牧田 武一 西 晃弘、安森 健章

理 事 北海道:飯沼 善範

神奈川県:黒川 光訓 愛知県 : 大岩 幸司 広島県 : 河野 龍

福岡県 : 松藤 博昭 (小野 朋朗) 浜松市 : 鈴木 成幸 (伊達 孝雄) 大阪市 : 水野 勝行 (米澤 潤)

(株) 日本ERI : 増田 健

ビューローベリタスジャパン (株) : 川越 茂幸

 (株)確認サービス
 : 中川 鋭彦

 (公社)日本建築士会連合会
 : 成藤 宣昌

(一社) 日本建築士事務所協会連合会 : 居谷 献弥

オブザーバ 国土交通省建築指導課 : 深井 敦夫

関東地方整備局 :大井 裕子(西村 研二)

事務局 後藤 隆之、木下 一也、久保 博史、秋田 和史、海野 敦、小池 政司

1. 役員紹介 (事務局)

役員一覧及び ZOOM 画面確認により、紹介に代えた。

- 2. 会長挨拶(東京都 山崎会長)
 - ・新型コロナウイルスの影響により、今年度の理事会もオンラインでの開催となった。
 - ・平成 29 年度より、総会は隔年での開催となっているが、本年は総会の開催年度である。 当理事会は、総会への付議事項及び報告事項について、ご確認いただくものである。
 - ・会議の円滑な運営にご協力をお願いしたい。

3. 理事長挨拶 (ICBA 後藤理事長)

- ・日頃より当財団事業にご支援いただいていることに、あらためて御礼申し上げる。
- ・コロナ禍の中にあって、一層の業務の効率化のため、国においては押印廃止をはじめとした、デジタル化が促進されているところである。
- ・現在、建築行政共用データベースシステム(以下、共用DB)については、より高速化 したシステムを安定的に提供できるよう、システム機器全般の刷新に着手していると ころである。
- ・国庫補助事業として 3 か年をかけて構築してきた電子申請受付システムが、今年度中で開発が完了する。
- ・本年は、利用状況等について報告の他、総会の付議事項である役員の選出についてもお 諮りする。
- ・更に今年度は国土交通省建築指導課の深井課長によるご講演も行う予定である。
- ・当理事会においては今後共、皆様の積極的なご参加をお願いしたい。

4. 議事

(1) 前回議事録の確認

気づいた点などあれば、事務局へ連絡する。

(2) 利用状況

事務局より、配布資料を基に利用状況等について説明された。

【質疑・要望】

- ・システム機器刷新の際、利用者に影響が出ることはないのか。(福岡県)
 - →予定どおり作業ができれば、利用者の方にご不便をかけることはない。細心の注意を払いながら実施する。(事務局)
- (3) 改修状況

事務局より、配布資料を基に改修状況について説明された。

(4) その他

事務局より、配布資料を基に利用料金の据置について説明された。

事務局より、配布資料を基に既存建築物の電子データ化、建築行政・技術情報提供 及び建築情報システム高度化促進事業について説明された。

5. 国土交通省からの情報提供

国土交通省住宅局建築指導課の深井課長より、「建築分野における IT 化の動向について」として説明があった。

・現在の電子申請の割合は1割程度であるが、規制改革会議では、令和7年度末までにオンライン化率を50%程度まで引き上げる目標を定めている。

その方策として、建築情報システム高度化促進事業の実施や、押印廃止に伴い建築確認の電子申請では電子署名およびタイムスタンプが不要とする通知を発出したので、指定確認検査機関及び特定行政庁においても、積極的に運用を実施していただきたい。

- ・定期報告についても、オンライン化に向けた取り組みを実施している。昨年度末に メール等で報告業務の運用を検証し、留意点などをとりまとめた。令和7年度末ま でにオンライン化率の実施率として40%を目指している。
- ・建築士法においては、従来は設計図書に設計者の押印を求めていたが、廃止とした。 設計受託時の重要事項説明もオンラインで行うことを可とした。重要事項説明の 書面をオンラインによる交付を可とする法律も、本年9月に施行される。
- ・BIM は 3 次元の情報を持つだけでなく、関係者の属性情報を紐づけて、設計から 施工、維持管理まで一貫したデータでやり取りすることで、業務の効率化が見込ま れる。

官民一体となって促進するために建築 BIM 推進会議が発足され、BIM の共通ルール作り(ガイドライン)に取り組んできた。

ガイドラインは既に第1版が作成されている。これに沿って、BIM を活用したモデル事業を実施し、更に次のバージョンのガイドラインの作成に取り組んでいく。

- ・今後は更に、ドローンを利用した外壁調査等、業務の効率化を検討してゆく。
- ・階段崩落事故においては、特定行政庁の確認台帳情報の収集にご協力いただいた。 共用DBや他のシステムでデータ化されている特定行政庁からの情報収集は速や かに行えたことから、国、特定行政庁共、デジタル化の有用性を実感したところで ある。
- ・政府全体でデジタル化を推し進めている中で、建築行政分野においても対応してい かなければならない。当協議会の方々におかれても、積極的に業務の電子化に取り 組んでいただけるようお願いする。

5. その他

次回理事会は、来年夏頃を予定。

以上

第1 報告事項

1. 利用状況等

(1) 利用状況 (令和4年7月現在)

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

					利用
利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	割合
建	特定行政庁(限特以外)	296	11	307	96%
建築士・事務所 登録閲覧システム	限定特定行政庁	93	51	144	65%
(照会)	小計	389	62	451	86%
	指定確認検査機関	109	21	130	84%
	指定構造計算適合性判定機関 (指定確認検査機関除く)	9	1	10	90%
	小計	118	22	140	84%
	合計	507	84	591	86%
	特定行政庁(限特以外)	200	107	307	65%
台帳登録閲覧 システム	限定特定行政庁	72	72	144	50%
	合計	272	180	451	60%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	注 総数	利用割合
	特定行政庁(限特以外)	271	25	296	92%
法令・大臣認定	限定特定行政庁	76	17	93	82%
データベース	小計	347	42	389	89%
	指定確認検査機関	81	28	109	74%
	指定構造計算適合性判定機関 (指定確認検査機関除く)	1	8	9	11%
	小計	82	36	118	69%
	合計	429	78	507	85%

注)法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム (照会)の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務 所登録閲覧システムのオプションである。

②建築士・事務所登録閲覧システム(照会) 未利用団体一覧(その1)

【特定行政庁(限特以外)】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	石川	七尾市	5	兵庫	芦屋市	9	岡山	新見市
2	IJ	小松市	6	IJ	伊丹市	10	大分	日田市
3	兵庫	尼崎市	7	IJ	川西市	11	鹿児島	鹿児島市
4	IJ	西宮市	8	奈良	生駒市			

【限定特定行政庁】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	留萌市	18	北海道	伊達市	35	埼玉	蕨市
2	IJ	稚内市	19	11	北広島市	36	11	朝霞市
3	IJ	美唄市	20		石狩市	37	11	桶川市
4	IJ	芦別市	21	11	北斗市	38	11	北本市
5	IJ	赤平市	22	11	当別町	39	IJ	八潮市
6	IJ	紋別市	23	11	余市町	40	IJ	蓮田市
7	IJ	士別市	24	11	長沼町	41	IJ	幸手市
8	IJ	名寄市	25	"	美幌町	42	IJ	吉川市
9	IJ	三笠市	26	11	遠軽町	43	IJ	杉戸町
10	IJ	根室市	27	"	白老町	44	"	白岡市
11	IJ	千歳市	28	11	音更町	45	岐阜	高山市
12	IJ	滝川市	29	11	芽室町	46	IJ	多治見市
13	IJ	砂川市	30	"	幕別町	47	IJ	可児市
14	IJ	深川市	31	"	釧路町	48	愛知	瀬戸市
15	IJ	富良野市	32	"	中標津町	49	長崎	平戸市
16	IJ	登別市	33	群馬	藤岡市	50	IJ	松浦市
17	IJ	恵庭市	34	埼玉	鴻巣市	51	"	五島市

③建築士・事務所登録閲覧システム(照会) 未利用団体一覧(その2)

【指定確認検査機関】

No	本社所在地	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ
2	<i>II</i>	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	<i>II</i>	株式会社住まい建築検査
4	青森	有限会社アーバン建築確認検査機関
5	秋田	公益財団法人秋田市総合振興公社
6	11	株式会社秋田建築確認検査機関
7	"	株式会社北日本建築検査機構
8	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
9	福島	株式会社建築検査機構
10	11	合同会社あんしん住宅検査センター
11	埼玉	株式会社埼玉建築確認検査機構
12	東京	多摩確認検査株式会社
13	石川	一般財団法人石川県建築住宅センター
14	山梨	株式会社YKS確認検査機構
15	岐阜	有限会社みの建築確認検査センター
16	愛知	株式会社名古屋建築確認・検査システム
17	和歌山	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
18	鳥取	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
19	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
20	香川	株式会社香川県建築住宅センター
21	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

【指定構造計算適合性判定機関】(指定確認検査機関を除く)

No	本社所在地	団体名
1	福島	一般財団法人福島県建築安全機構

④台帳登録閲覧システム 利用団体一覧(その1)

【特定行政庁(限特以外)】

*印:国によるデータ参照(個人情報を除く)が可能/下線:新規利用団体

	国による/	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	D IV C	1917 / 19 - 1	11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	1.1/11.	1.	
No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*函館市	41	栃木	*鹿沼市	81	神奈川	鎌倉市
2	IJ	*旭川市	42	IJ	*小山市	82	IJ	*小田原市
3	IJ	*室蘭市	43	11	*那須塩原市	83	IJ	*茅ヶ崎市
4	IJ	*釧路市	44	11	*日光市	84	IJ	*秦野市
5	IJ	*帯広市	45	11	*大田原市	85	IJ	厚木市
6	IJ	*苫小牧市	46	群馬	群馬県	86	IJ	*大和市
7	青森	*青森県	47	11	前橋市	87	新潟	新潟県
8	IJ	*青森市	48	11	*高崎市	88	IJ	*長岡市
9	IJ	*弘前市	49	11	*桐生市	89	IJ	*柏崎市
10	IJ	*八戸市	50	11	太田市	90	"	*新発田市
11	岩手	*岩手県	51	11	館林市	91	"	*上越市
12	IJ	*盛岡市	52	埼玉	*埼玉県	92	富山	*富山県
13	宮城	*宮城県	53	11	*さいたま市	93	石川	*石川県
14	IJ	仙台市	54	11	*川口市	94	"	*金沢市
15	IJ	*石巻市	55	11	草加市	95	"	*加賀市
16	IJ	*塩竈市	56	11	*熊谷市	96	"	*野々市市
17	IJ	*大崎市	57	千葉	*千葉県	97	福井	*福井県
18	秋田	*秋田市	58	11	*千葉市	98	"	福井市
19	IJ	*横手市	59	11	市川市	99	山梨	*山梨県
20	山形	*山形県	60	11	松戸市	100	長野	長野県
21	IJ	*山形市	61	11	柏市	101	岐阜	*岐阜県
22	福島	*福島県	62	11	*市原市	102	"	*岐阜市
23	IJ	*福島市	63	11	*木更津市	103	IJ	*大垣市
24	IJ	*郡山市	64	11	*成田市	104	IJ	*各務原市
25	IJ	*いわき市	65	11	習志野市	105	静岡	*静岡県
26	茨城	*茨城県	66	11	*流山市	106	IJ	*静岡市
27	IJ	*水戸市	67	11	*我孫子市	107	IJ	*浜松市
28	IJ	*日立市	68	IJ	*浦安市	108	"	*沼津市
29	IJ	*土浦市	69	東京	千代田区	109	"	*富士宮市
30	IJ	*古河市	70	11	*港区	110	"	*富士市
31	IJ	*高萩市	71	11	江東区	111	IJ	*焼津市
32	IJ	*北茨城市	72	11	*中野区	112	愛知	*豊橋市
33	IJ	*取手市	73	11	足立区	113	IJ	岡崎市
34	IJ	*つくば市	74	11	*葛飾区	114	IJ	*一宮市
35	IJ	ひたちなか市	75	神奈川	神奈川県	115	IJ	*春日井市
36	栃木	*栃木県	76	11	*横浜市	116	IJ	*豊田市
37	IJ	*宇都宮市	77	11	川崎市	117	三重	三重県
38	IJ	*足利市	78	11	横須賀市	118	11	*四日市市
39	IJ	*栃木市	79	11	藤沢市	119	11	*津市
40	IJ	*佐野市	80	11	平塚市	120	IJ	松阪市

【特定行政庁(限特以外)】つづき

*印:国によるデータ参照(個人情報を除く)が可能/下線:新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
121	三重	*桑名市	151	島根	*松江市	181	高知	*高知市
122	11	*鈴鹿市	152	"	出雲市	182	福岡	*福岡県
123	滋賀	*滋賀県	153	岡山	*岡山県	183	11	*北九州市
124	11	*大津市	154	11	*倉敷市	184	11	*福岡市
125	11	*彦根市	155	IJ	*津山市	185	11	*久留米市
126	11	*長浜市	156	IJ	*玉野市	186	11	*大牟田市
127	11	*近江八幡市	157	"	*総社市	187	佐賀	*佐賀県
128	11	*草津市	158	IJ	笠岡市	188	11	佐賀市
129	11	*守山市	159	広島	*広島県	189	長崎	*長崎県
130	IJ	*東近江市	160	IJ	*広島市	190	11	*長崎市
131	京都	*京都府	161	IJ	*福山市	191	11	*佐世保市
132	"	宇治市	162	"	*呉市	192	大分	*佐伯市
133	大阪	*大阪府	163	IJ	*三原市	193	宮崎	*宮崎県
134	11	大阪市	164	"	尾道市	194	11	*宮崎市
135	11	*堺市	165	IJ	東広島市	195	11	*都城市
136	11	*枚方市	166	"	*廿日市市	196	11	*目向市
137	IJ	*守口市	167	山口	*山口県	197	鹿児島	*鹿児島県
138	"	*寝屋川市	168	"	*下関市	198	沖縄	*沖縄県
139	11	*箕面市	169	"	*宇部市	199	11	*那覇市
140	11	*羽曳野市	170	IJ	*山口市	200	11	沖縄市
141	11	*門真市	171	"	*周南市			
142	奈良	奈良県	172	11	*萩市			
143	11	奈良市	173	"	*防府市			
144	11	*橿原市	174	"	*岩国市			
145	和歌山	*和歌山市	175	愛媛	*愛媛県			
146	鳥取	*鳥取県	176	"	*松山市			
147	11	*鳥取市	177	11	*今治市			
148	11	米子市	178	11	*新居浜市			
149	11	*倉吉市	179	"	*西条市			
150	島根	*島根県	180	高知	*高知県			

⑤台帳登録閲覧システム 利用団体一覧(その2)

【限定特定行政庁】

*印:国によるデータ参照(個人情報を除く)が可能

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*岩見沢市	25	埼玉	*坂戸市	49	愛知	*豊川市
2	IJ	*東神楽町	26	11	*日高市	50	11	*安城市
3	岩手	*宮古市	27	IJ	*松伏町	51	11	*西尾市
4	IJ	*花巻市	28	千葉	*野田市	52	11	*江南市
5	<i>II</i>	*北上市	29	IJ	*茂原市	53	11	*小牧市
6	"	*一関市	30	IJ	*鎌ケ谷市	54	11	*東海市
7	IJ	*釜石市	31	IJ	*君津市	55	11	*大府市
8	<i>II</i>	*奥州市	32	IJ	*四街道市	56	三重	*名張市
9	山形	*米沢市	33	IJ	印西市	57	11	亀山市
10	IJ	*鶴岡市	34	IJ	白井市	58	鳥取	*境港市
11	<i>II</i>	*酒田市	35	石川	*能美市	59	島根	*浜田市
12	<i>II</i>	*天童市	36	長野	*諏訪市	60	11	*益田市
13	福島	*会津若松市	37	IJ	*塩尻市	61	11	*大田市
14	<i>II</i>	*須賀川市	38	静岡	*三島市	62	11	*安来市
15	群馬	*渋川市	39	IJ	*磐田市	63	11	*江津市
16	IJ	*富岡市	40	IJ	*伊東市	64	11	*雲南市
17	<i>II</i>	*安中市	41	IJ	*島田市	65	広島	*三次市
18	<i>II</i>	*沼田市	42	IJ	*掛川市	66	山口	*長門市
19	IJ	*みどり市	43	IJ	*藤枝市	67	11	*山陽小野田市
20	埼玉	*飯能市	44	IJ	*御殿場市	68	愛媛	*宇和島市
21	IJ	*本庄市	45	IJ	*袋井市	69	長崎	*島原市
22	11	*東松山市	46	IJ	*裾野市	70	IJ	*大村市
23	11	*深谷市	47	IJ	*湖西市	71	鹿児島	*鹿屋市
24	"	*入間市	48	愛知	*半田市	72	11	*霧島市

⑥道路情報登録閲覧システム 利用団体一覧 (令和6年度末にて提供終了予定)

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	秋田	秋田市	2	福井	福井県

⑦建築行政地図情報システム 利用団体一覧 下線:新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	旭川市	8	千葉	我孫子市	15	三重	鈴鹿市
2	岩手	花巻市	9	東京	千代田区	16	鳥取	米子市
3	栃木	栃木県	10	IJ	中野区	17	IJ	倉吉市
4	群馬	太田市	11	IJ	足立区	18	島根	出雲市
5	千葉	千葉県	12	IJ	葛飾区	19	広島	広島県
6	IJ	茂原市	13	静岡	富士宮市			
7	IJ	成田市	14	三重	松阪市			

⑧通知・報告配信システム

【データ受け入れ特定行政庁】

※備考欄凡例 データ本位:一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 :ペーパーレス化を行わない電子報告

No 所在均	也 団 体 名	開始 備考	No 所在地	団 体 名	開始 備考
北海道	(なし)		36 千葉	千 葉 県	H27.02
1 青森	青 森 県	Н30.02	37 "	千 葉 市	H27.02
2 "	青 森 市	Н30. 02	38 "	市川市	Н30. 11
3 "	弘 前 市	Н30.02	39 "	松戸市	H27.02
4 "	八戸市	Н30.02	40 "	柏 市	H27.02
5 岩手	岩 手 県	H29. 02	41 "	市原市	H27.02
6 "	盛岡市	H29.02	42 "	木更津市	H27.02
7 "	宮 古 市	H29.02	43 "	成田市	R02. 10
8 "	花 巻 市	H29.02	44 "	習志野市	H27.02
9 11	北上市	H29.02	45 "	我孫子市	H27.02
10 "	一関市	H29.02	46 "	浦安市	H27.02
11 "	釜 石 市	H29.02	47 "	流 山 市	H27.02
12 "	奥 州 市	H29.02	48 "	野 田 市	H27.02
13 宮城	宮城県	H27.12 データ本位可	49 "	茂 原 市	H27.02
14 "	仙 台 市	H27.12 データ本位可	50 "	鎌ケ谷市	H27.02
15 "	石 巻 市	H27.12 データ本位可	51 "	四街道市	H27.02
16 "	塩 竈 市	H27.12 データ本位可	52 "	印 西 市	H27.02
17 "	大 崎 市	H27.12 データ本位可	53 "	白 井 市	H27.02
秋田	(なし)		54 "	君 津 市	H29. 11
山形	(なし)		55 東京	杉 並 区	R03.07 データ本位可
18 福島	福島県	H25.10	56 神奈川	横浜市	H31.04 データ本位可
19 "	福島市	H25. 10	57 "	川崎市	H31.04 データ本位可
20 "	郡山市	H25.10	58 "	横須賀市	H30.04 データ本位可
21 "	いわき市	H25.10	59 "	小田原市	R04.01 データ本位可
22 "	会津若松市	H25. 10	60 "	茅ヶ崎市	H31.04 データ本位可
23 "	須 賀 川 市	H25.10	61 "	秦野市	R03.11 データ本位可
茨城	(なし)		62 "	厚木市	R04.02 データ本位可
栃木	(なし)		63 "	大 和 市	R03.12 データ本位可
24 群馬	群 馬 県	H27. 12	64 富山	富山県	H23.04
25 <i>"</i>	高崎市	H28.03	65 "	富山市	H23.04
26 "	前 橋 市	Н30. 04	石川	(なし)	
27 "	太田市	H27.12 データ本位可	66 福井	福井県	H23.04
28 "	館林市	H28.05	67 "	福井市	H23.04 データ本位可
29 "	桐生市	H30.04	68 山梨	山 梨 県	H30.02 データ本位可
30 "	渋 川 市	H27.12 データ本位可	69 長野	長 野 県	R03. 06
31 "	富 岡 市	H27.12	70 長野	塩 尻 市	R04.01 データ本位可
32 "	安 中 市	H27.12	岐阜	(なし)	
33 "	沼 田 市	H28.05	71 静岡	静岡県	H23.04
34 "	みどり市	H28.10	72 "	静岡市	H23.04 データ本位可
35 埼玉	さいたま市	H25.02 データ本位可	73 "	浜 松 市	H23.04 データ本位可

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位:一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 :ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	寸	体	名	開始	備考	No	所在地	寸	体	名	開始	備考
74	静岡	沼	津	市	H23. 04		114	大阪	寝』	屋 川	市	R02. 08	データ本位のみ
75	11	富:	士 宮	市	H22. 04		115	11	門	真	市	H28. 08	データ本位のみ
76	11	富	士	市	H23. 04		116	11	羽!	曳野	市	H31.04	データ本位可
77]]	焼	津	市	H23. 04		117	兵庫	兵	庫	県	H26. 12	
78	11	Ξ	島	市	H22. 04		118	11	神	戸	市	Н30. 12	データ本位可
79	"	磐	田	市	H23. 04		119	奈良	奈	良	県	H27.08	
80	"	伊	東	市	H22.04		120	11	奈	良	市	H27.08	
81	"	島	田	市	H23.04		121	11	橿	原	市	H27.08	
82	11	掛	Ш	市	H23.04		122	和歌山	和旨	歌 山	市	H29.11	
83	"	藤	枝	市	H23.04			鳥取	()	なし)		
84	11	御』	殿 場	市	H23.04		123	島根	島	根	県	H28.04	
85	11	袋	井	市	H23.04		124	11	松	江	市	H28.04	
86	"	裾	野	市	H25.04		125	11	出	雲	市	H30.03	データ本位可
87	11	湖	西	市	H23.04		126	11	安	来	市	H28.04	
88	愛知	名	古屋	市	Н30. 03		127	11	雲	南	市	H28.04	
89	11	半	田	市	Н30. 03		128	岡山	岡	Щ	県	H28.07	
90	11	安	城	市	Н30.03		129	11	倉	敷	市	H28.07	
91	11	西	尾	市	Н30. 03		130	11	津	山	市	H28.07	
92	11	東	海	市	Н30. 03		131	11	玉	野	市	R03. 09	
93	三重	三	重	県	R03. 05	データ本位可	132	11	総	社	市	H28.07	
94	"	四	日市	市	R02. 04	データ本位可	133	11	笠	畄	市	H28.07	
95	"	津		市	R03. 01	データ本位可	134	広島	広	島	県	H26.04	
96	滋賀	滋	賀	県	H25.05		135	11	広	島	市	H26.04	
97	"	大	津	市	H25.05		136	11	福	Ш	市	H26.04	
98	"	彦	根	市	H25.05		137	11	呉		市	H26. 04	
99	11	長	浜	市	H25.05		138	11	三	原	市	H26.04	
100	11	近江	C八幡	市	H25.05		139	11	尾	道	市	H26.04	
101	"	草	津	市	H25.05		140	11	東月	広島	市	H26. 04	
102	"	守	Щ	市	H25.05		141	11	廿	日市	市	H26.04	
103	"	東	近江	市	H25.05		142	11	<u> </u>	次	市	H26.04	
104	京都	京	都	府	H27.11			山口	()	なし)		
105	"	宇	治	市	H27.11			徳島	()	なし)		
106	大阪	大	阪	府	H27. 09	データ本位可		香川	()	なし)		
107	11	大	阪	市	H27.11			愛媛	愛	媛	県	H28.06	
108	11	堺		市	H27. 09	データ本位可	144	11	松	Ш	市	H28.06	
109	11	豊	中	市	R04. 01	データ本位可	145	11	今	治	市	H28.06	
110	11	吹	田	市	R04. 06	データ本位可	146	11	新月	居 浜	市	H28.06	
111	11	枚	方	市		データ本位可		11	西	条	市	H28.06	
112	11	守	П	市	R04. 04	データ本位可	148	11	宇	和島	市	H28.06	
113	11	箕	面	市	H27. 09	データ本位可	149	高知	高	知	県	H23.04	

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位:一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 :ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団	体	名	開始	備考	No	所在地	寸	体	名	開始	備考
150	高知	高	知	市	H23.04		159	長崎	島	原	市	H28.04	
151	福岡	福	畄	県	H26.04		160	11	大	村	市	H28.04	
152	JJ	北	九州	市	H26.04			熊本	(:	なし)		
153	JJ	福	畄	市	H26.04		161	大分	佐	伯	市	H29.10	
154	JJ	久	留 米	市	R04.01	データ本位可	162	宮崎	宮	崎	県	R03.08	データ本位可
155	JJ	大	牟 田	市	H23.04	データ本位可	163	鹿児島	鹿	児島	県	R03. 07	データ本位可
	佐賀	(なし)			164	沖縄	沖	縄	県	R01.06	データ本位可
156	長崎	長	崎	県	H28.04	データ本位可	165	11	那	覇	市	R02.05	データ本位可
157	"	佐	世保	市	H28. 04	データ本位可	166	11	沖	縄	市	R02. 05	データ本位可
158	<i>]]</i>	長	崎	市	H28. 04	データ本位可							

【データ送信実施機関】

※備考欄凡例 データ本位:一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 :ペーパーレス化を一切行わない電子報告

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
1	大臣	一般財団法人日本建築総	H27	大阪府, 堺市, 枚方市,, 守口市, 羽曳野市, 箕	データ本位
		合試験所	110.0	面市,神戸市	
2	"	日本ERI株式会社	H30	太田市, 渋川市, 沼田市, 杉並区, 横浜市, 川	データ本位
				崎市, 横須賀市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 厚木市, 大和市, 福井市, 山梨県, 長野県,	
				塩尻市, 静岡県, 静岡市, 浜松市, 三重県, 四	
				日市市,津市,大阪府,豊中市,吹田市,枚方市,守口市,寝屋川市,門真市,神戸市,久留	
				米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,	
				鹿児島県,沖縄県,那覇市,沖縄市	
3]]	ビューローベリタスジャ	H25	太田市, 渋川市, さいたま市, 横浜市, 川崎	データ本位
3	,,	パン株式会社	1120	市, 横須賀市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市,	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
		V VICTA II		厚木市, 大和市, 福井市, 山梨県, 長野県, 塩	
				尻市, 静岡県, 静岡市, 浜松市, 三重県, 四日	
				市市, 津市, 大阪府, 堺市, 枚方市,, 守口市,	
				寝屋川市, 箕面市, 門真市, 神戸市, 久留米	
				市, 長崎県, 長崎市, 佐世保市, 沖縄県, 那覇	
				市	
4]]	株式会社住宅性能評価セ	H30	郡山市,太田市,渋川市,杉並区,横浜市,川	データ本位
		ンター		崎市, 横須賀市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野	
				市,厚木市,大和市,福井市,山梨県,長野県,	
				塩尻市,静岡市,浜松市,大阪府,枚方市,,守	
				口市,寝屋川市,神戸市,久留米市,大牟田	
				市,長崎県,長崎市,佐世保市,宮崎県,鹿児	
				島県,沖縄県,那覇市,沖縄市	
5	"	株式会社国際確認検査セ	H27	太田市, 渋川市, 長野県, 塩尻市, 静岡県, 京	
		ンター		都府,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,,守口	
				市, 箕面市, 羽曳野市, 神戸市, 長崎県, 佐世	
				保市, 長崎市, 島原市, 大村市	
6]]	株式会社東京建築検査機	R01	太田市, 渋川市, 横浜市, 川崎市, 横須賀市,	データ本位
		構		小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和	
				市, 山梨県, 長野県, 塩尻市, 静岡県, 大阪府,	
				枚方市, 守口市, 堺市, 神戸市, 長崎県, 長崎	
7	"	ロ未体初わいた。地士へ	П07	市, 佐世保市, 沖縄県, 那覇市, 沖縄市	
7	"	日本確認センター株式会	пΖί	太田市, 渋川市, 千葉県, 千葉市, 市川市, 松	
		社		戸市, 柏市, 市原市, 木更津市, 成田市, 習志 野市, 我孫子市, 浦安市, 野田市, 茂原市, 流	
				时中, 我徐士中, 佣女中, 野田中, 戊原中, 流 山市, 鎌ケ谷市, 君津市, 四街道市, 印西市,	
				ロル、球グ谷川、石澤川、四街道川、FP四川、 白井市、長野県、塩尻市	
8	IJ	一般財団法人静岡県建築	H22	静岡県,静岡市,浜松市,沼津市,富士宮市,	
		住宅まちづくりセンター		富士市, 焼津市, 三島市, 磐田市, 伊東市, 島	
				田市,掛川市,藤枝市,御殿場市,袋井市,裾	
				野市,湖西市	
9	地整	株式会社東北建築センタ	H29	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
		LIE DE ALLEIT CONTRACTOR CONTRACTOR			
10	"	株式会社神奈川建築確認検査機関	R03	横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市	データ本位
11	IJ	ユーディーアイ確認検査	R02	杉並区, 横浜市, 川崎市, 横須賀市, 小田原	データ本位
		株式会社		市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 厚木市, 大和市	× × 1 1 1 444
12	IJ	一般社団法人日本住宅性	H31	山梨県	データ本位
		能評価機構			.,-
		H=H 1 H=1/2/114			

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
13	地整	株式会社近確機構	R04	大阪府, 枚方市,, 寝屋川市	データ本位
14	"	建築検査機構株式会社	Н31	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市,京都府,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,豊中市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市,羽曳野市,神戸市,奈良県,奈良市,和歌山市	データ本位 (一部特庁のみ)
15	IJ	株式会社技研	R04	枚方市,守口市,寝屋川市,門真市	データ本位
16	"	株式会社阪確サポート	H27	大阪府, 堺市, 枚方市, 守口市, 箕面市, 門真市, 寝屋川市	データ本位
17	"	株式会社確認検査機構プ ラン21	H27	京都府,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,,守口市,箕面市,羽曳野市,神戸市,奈良県,奈良市,橿原市	
18	IJ	株式会社オーネックス	R02	枚方市,,守口市,寝屋川市	データ本位
19	11	アール・イー・ジャパン 株式会社	H27	大阪府, 堺市, 豊中市, 枚方市, , 守口市, 寝屋川市, 箕面市, 門真市, 羽曳野市	データ本位
20	"	株式会社総合確認検査機 構	H29	京都府,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,,守口市,羽曳野市,和歌山市	データ本位 (一部特庁のみ)
21	11	一般財団法人なら建築住 宅センター	H30	枚方市, 奈良県, 奈良市, 橿原市	
22	"	九州住宅保証株式会社	R01	福岡県,北九州市,福岡市,久留米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,島原市,大村市,佐伯市	
23	知事	株式会社建築住宅センター	H30	青森県,青森市,弘前市,八戸市	
24	11	一般財団法人岩手県建築 住宅センター	H29	岩手県,盛岡市,宮古市,花巻市,北上市,一 関市,釜石市,奥州市	
25	11	一般財団法人宮城県建築 住宅センター	H28	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	データ本位
26	11	株式会社仙台都市整備セ ンター	H27	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	
27	11	一般財団法人ふくしま建 築住宅センター	H25	福島県,福島市,郡山市,いわき市,会津若松市,須賀川市	
28	II	公益財団法人群馬県建設 技術センター	H27	群馬県, 前橋市, 高崎市, 桐生市, 太田市, 館 林市, 渋川市, 富岡市, 安中市, 沼田市, みど り市	
29	IJ	株式会社千葉県建築住宅 センター	H29	千葉県, 千葉市, 市川市, 松戸市, 柏市, 市原市, 木更津市, 成田市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 野田市, 茂原市, 流山市, 鎌ケ谷市, 君津市, 四街道市, 印西市, 白井市	
30	"	一般財団法人富山県建築 住宅センター	H23	富山県,富山市	
31	IJ	一般財団法人福井県建築 住宅センター	H23	福井県,福井市	
32	11	公益社団法人山梨県建設 技術センター	H30	山梨県	データ本位
33	11	一般財団法人長野県建築 住宅センター	R03	長野県, 塩尻市	
34	"	株式会社愛知建築センター	H30	名古屋市, 半田市, 安城市, 西尾市, 東海市	
35	11	一般財団法人滋賀県建築 住宅センター	H25	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市	
36	11	特定非営利活動法人都市 づくり建築技術研究所	H26	京都府, 宇治市	

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
37	知事	一般財団法人大阪建築防	H26	大阪府, 堺市, 豊中市, 枚方市,, 守口市, 寝屋	データ本位
		災センター		川市, 箕面市, 門真市, 羽曳野市	
38	IJ	株式会社兵庫確認検査機	H26	兵庫県	
		構			
39	IJ	一般財団法人島根県建築	H28	島根県,松江市,出雲市,安来市,雲南市	
		住宅センター			
40	"	岡山県建築住宅センター	H28	岡山県, 倉敷市, 津山市, 笠岡市, 総社市	
		株式会社			
41	IJ	株式会社広島建築住宅セ	H26	広島県, 広島市, 福山市, 呉市, 三原市, 尾道	
		ンター		市, 東広島市, 廿日市市, 三次市	
42	IJ	株式会社愛媛建築住宅セ	H28	愛媛県,松山市,今治市,新居浜市,宇和島	
		ンター		市, 西条市	
43	"	公益社団法人高知県建設	H23	高知県, 高知市	
		技術公社			
44	IJ	一般財団法人福岡県建築	H23	福岡県,北九州市,福岡市,久留米市,大牟田	
		住宅センター		市	
45	IJ	一般財団法人長崎県住	H29	長崎県, 長崎市	
		宅・建築総合センター			
46	IJ	一般財団法人大分県建築	H29	佐伯市	
		住宅センター			

(2)登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 272 庁のうち、庁内サーバ型を除く 267 庁における確認検査の登録件数 (累計)です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

令和 4 年 3 月 31 日現在 単位:件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	22, 993, 750	972, 488	2, 355, 328	9, 992, 533	36, 314, 099
昇降機	490, 280	2,010	214	420,777	913, 281
建築設備	2, 765	103	52	1,370	4, 290
1項工作物	525, 005	12, 418	107	318, 957	856, 487
2項工作物	1, 379	83	1	597	2,060
合計	24, 013, 179	987, 102	2, 355, 702	10, 734, 234	38, 090, 217

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

1年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

令和3年度実績 単位:件

指定確認検査機関数	送信件数
47	371, 376

③法令・大臣認定データベースの照会件数

1年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

令和3年度実績 単位:件

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	59, 409	19, 104
大臣認定データベース	17, 650	29, 204

(3) 畜舎建築特例認定事務における利用

①概要

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の施行に伴い、畜舎建築特例認定*事務において、畜舎建築に係る設計者及び工事監理者の資格、登録番号及び氏名を、都道府県の畜産部局等が確認することとなった。

そこで、この確認方法として建築士・事務所登録閲覧システム(照会)を利用できるようにするため、建築士情報を所管する国・都道府県より、必要な許諾取得手続等を実施した(次頁「事務連絡」参照)。

※ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第3条 第1項の認定又は同法第4条第1項の変更の認定をいう。以下同じ。

②利用料金について

畜舎建築特例認定事務において建築士・事務所登録閲覧システム (照会) を利用する場合の料金については、令和6年度まで建築行政共用データベースの利用料金を据え置いていることと、畜舎建築特例認定の事務実態とを踏まえて、令和7年度から新たに適用 (課金) することとし、料金算定方法については今後検討する。

事 務 連 絡 令和4年1月21日

各都道府県 建築主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行に伴う 他都道府県への二級・木造建築士登録情報の提供について(依頼)

平素より建築行政にご尽力いただき、ありがとうございます。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律では、認定畜舎等は建築士の設計に係るものでなければならないとされていますが、畜舎建築利用計画の認定の事務において、設計者及び工事監理者の資格、登録番号及び氏名を確認いただくことを想定しており、その簡便な方法として建築行政共用データベースシステムの建築士・事務所登録閲覧システム(以下「建築士システム」という。)を利用する方法が考えられます。

建築士システムでは、各都道府県の管理する建築士登録情報(二級・木造関連) を他の都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関 (以下「他の都道府県等」という。)が利用することについて、一定条件のもとで当 該都道府県が許諾していると承知しております。

今後、新たに畜舎建築利用計画認定事務において建築士システムを利用するためには、各都道府県による許諾手続が必要となります。

つきましては、建築士システムにおける二級・木造建築士登録情報を他の都道府 県等も利用可能とするための手続についてご検討の上、一般財団法人建築行政情報 センターと調整いただきたく、ご協力方お願いします。

なお、建築士システムにおける一級建築士登録情報を畜舎建築利用計画認定事務 を目的に各都道府県及び他の都道府県等が利用することにつきましては、既に国土 交通省として許諾しておりますので申し添えます。

以上

問合せ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 電話 03-5253-8111 (内線 39-538)

2. 改修状況等

A システム基盤

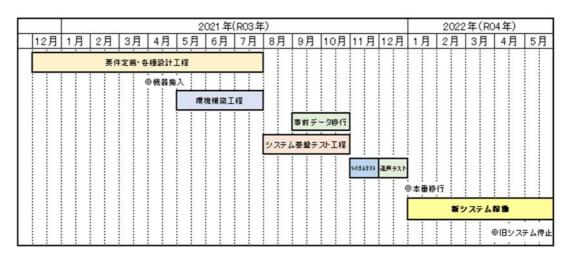
(1)システム機器更新

令和2年12月より開始した総合管理センター (IDC) のシステム機器の更新プロジェクトは、次の3つの取り組みを行いながら、令和4年1月に本稼働を迎えました。

- ① データ量の増加を踏まえ、データ容量を約2倍に増強
- ② サーバ機の仮想化を実施し、サーバ台数を削減。
- ③ 低廉で、より信頼性の高いOSやミドルウェアへの見直し

本稼働直後は、いくつかの障害が発生しましたが、早期の対応によって2週間後には安 定稼働となり、3月末に旧システム機器を停止しました。

システム機器の更新スケジュール(実績)



(2) データベース管理のミドルウェア更新

台帳登録閲覧システムにおけるミドルウェアの保守サポートが、メーカーの都合により令和6年9月で終了するため、新たなミドルウェアの導入を行い、その切り替えを次の2段階で実施します。

第1段階(令和4年度) 台帳登録閲覧システムの新環境の構築 第2段階(令和5年度) 格納されたデータの新環境への移行

各段階とも休日に実施するなど、利用者への影響が最小限となるよう実施します。 なお、操作画面や入出力データフォーマットの変更はありません。

(3) セキュリティ設定の変更

【前提】

- ・通信データを暗号化し、第三者による情報の盗聴や改ざんを防ぐ仕組みに「SSL/TLS」 があり、共用データベースシステムの専用回線網においても導入しています。
- ・「SSL/TLS」にはバージョンがあり、通信の際は相手方とのバージョンが一致する必要があります。現在の共用データベースシステム専用回線網のセキュリティは、TLS1.0です。

【問題点】

- ・インターネット網では TLS1.2 以上が推奨されており、TLS1.0 は脆弱性が指摘されています。共用データベースシステム専用回線網は閉域網であることから攻撃されるリスクは低いと考えられますが、時機を見据えて TLS1.2 以上に切り替える必要があります。
- ・しかしながら、切り替えるには共用データベースシステムと直接通信する共用データベースシステム以外の他社台帳、帳簿システムなども、同時にTLS1.2以上に切り替える必要があり、短期間でこれを実施するのは困難です。

【対応方針】

- ・前掲「データベース管理のミドルウェア更新」を令和5年度までに完了後、<u>令和6年度に TLS1.0 から TLS1.2 に引き上げます</u>。共用データベースシステムと直接通信するシステムをご利用の特定行政庁及び指定確認検査機関には、当該システムの TLS のバージョンを共用データベースシステムと同時に TLS1.2 に変更する必要があるため、変更期日を令和5年度末頃までにお知らせします (同時に変更しない場合、通信できない期間が発生します)。
- ・なお、OS、ブラウザのサポートがある共用データベースシステムの端末については、 特段の措置を講ずる必要はありません。

(4)操作説明会の動画配信

コロナ禍の影響により、令和2・3年度共用データベースシステムの対面型操作説明会は中止とさせていただきました。

今般、対面型操作説明会に代わるものとして、令和4年5月よりICBAのホームページにて、下記内容の動画配信を開始しております。

対面型操作説明会に代わる動画の主な構成

- ・建築行政共用データベースシステムの概要
- ・台帳登録閲覧システムによる確認済証発行
- ・台帳登録閲覧システムによる中間検査・概要書閲覧
- ・台帳登録閲覧システムによる行政報告の登録
- ・台帳登録閲覧システムによる統計機能
- ・台帳登録閲覧システムにの環境設定

> 操作実習用サイトの I D貸出の申込み先 一般財団法人建築行政情報センター システム部 TEL03-5225-7705

B 台帳登録閲覧システム

(1) 利用機関からの要望対応(令和3年8月16日)

1画面表示

・配信システム経由で変更届を受け付ける場合は、変更届に申請書が添付されている場合があるため、一律に申請書データを作成するようになっている(添付なしの場合は、空白のデータを作成)。

変更届の申請書添付の実態を踏まえて、配信システム経由で変更届を受付けした際に、空白の申請データを非表示にする機能を追加

②データ抽出

・配信システム経由で変更届を受け付ける場合は、変更届に申請書が添付されている場合があるため、一律に申請書データを作成するようになっている(添付なしの場合は、空白のデータを作成)。

変更届の申請書添付の実態を踏まえて、配信システム経由で変更届を受付けした際に、空白の申請データを非抽出とする機能を追加

(2) 法改正対応(令和4年3月31日)

①令和3年9月1日施行の改正様式対応

・引受通知書、報告書の指定確認検査機関の押印不要の対応及び中間検査合格証の条項番号の修正

②令和4年4月1日施行の改正様式対応

・建築計画概要書の第二面に「建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否」 欄を追加及び確認申請書の第三面の画面に「建築基準法第 12 条第 1 項の規定によ る調査の要否」の入力欄を追加

③その他

- ・台帳登録閲覧システムより出力できる各種EXCELの形式の様式を、旧形式の EXCEL97-2003 ブック (xls) 形式から、現在一般的に使われている EXCEL ブック (xlsx) 形式に変更。
- ・行政庁作成の台帳記載証明 (EXCEL) のアップロードは、EXCEL97-2003 ブック (x1s) 形式に加え、EXCEL ブック (x1sx) 形式でアップロードに対応。

(3) 今後の改修予定

①データ抽出機能(令和4年度末目途)

・データ抽出で出力したデータの文字コードは Shift-JIS 形式である。このデータを 他のシステムで読み込んだ場合、文字コードが異なるために文字化けが発生する ことがある。これを回避するため、文字コードを Shift-JIS と UTF-8 形式から選択可能とする。

②法改正对応(令和6年度末目途)

- ・法第6条第1項の区分見直しへの対応(3号を2号に統合し、4号を3号に変更、4号は廃止という法改正内容を踏まえ、システム改修要件を検討していきます。)
- ・確認申請書第三面【延べ面積】に関して、住宅又は老人ホーム等の機械室等の部分 の見直しへの対応

C 建築士・事務所登録閲覧システム(登録機関向け)

(1)システム機器の更新及び機能追加

<建築士・建築士事務所共通>

- (1)建築士・事務所システムのミドルウェアの変更(令和4年1月4日)
 - ・共用データベースシステムの機器更新に伴い、建築士・事務所システムで使用する ミドルウェアの見直しを実施。新しいミドルウェアに対応するため、建築士・事務 所システムのアプリケーションの一部改修
 - ・操作画面や入出力データフォーマットは変更なし

く建築士関係>

- ②卒業証明書等データ (PDF形式)の棚卸機能の追加 (令和4年2月1日)
 - ・建築士正規登録が完了したため、使用されなくなった卒業証明書等データ(PDF 形式)を棚卸(削除)する処理(バッチ処理)の追加

<建築士事務所関係>

- ③電子申請の受け側対応(令和4年5月25日)
 - ・建築士・事務所登録閲覧システムにおいて、別途開発中の電子申請受付システムからの事務所新規登録データ等の連携データを取り込む機能及び連携データのシステムチェック機能の新規開発
 - ・仮登録データに関して、手入力データか電子申請受付システムから出力した連携データかを区分できる機能の追加

(2) 今後の改修予定

<建築士事務所関係>

- 電子申請の受け側対応 (対応要否を含めて未定)
 - ・電子申請受付システムの機能拡充(事務所変更届の連携データ化)に対応した機 能の追加対応

第2 その他

1. 既存建築確認台帳の電子データ化について

ICBAでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用DBに投入する業務を実施しています。

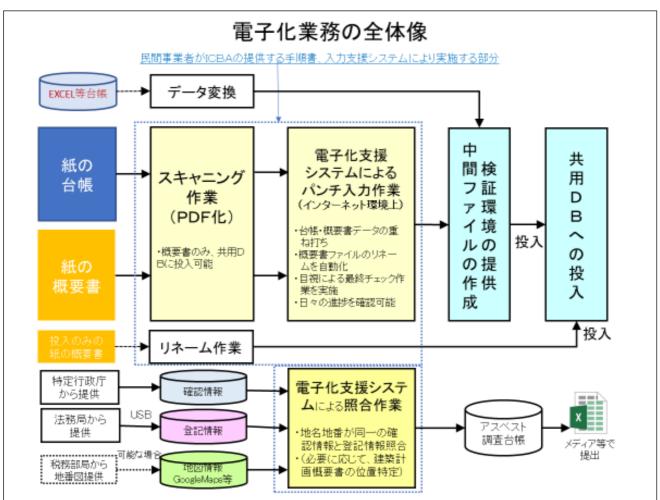
1. アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、令和2年12月24日「住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて」(事務連絡)のとおり、民間建築物は令和7年度末まで延長されています。

この補助金は定額補助であり、紙の台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書PDFを共用 DBに投入する(①:電子化業務)ことのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成す る「アスベスト調査台帳」を整備する(②:アスベスト調査台帳整備業務)費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成29年3月31日国住指第4546号「台帳記載事項証明書の発行について」(課長通知)で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易となると考えられます。

表1 ICBAの実施する紙の台帳・概要書の電子化業務の全体像について



① 電子化業務について

表2の「電子化業務」により、ICBAが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供し、紙の台帳・概要書を電子化し共用 DB に投入する業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウド環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをICBAが提供し、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

紙の台帳・概要書の電子化と合わせ、EXCEL等台帳を変換し、共用 DB に投入する場合もあります。

表2 ICBAの電子化業務受託方式(紙の台帳・概要書を共用DBに投入する場合)

業務受託方式(〇がICBA受託部分)

業務プロセスケース	作業手 順まの 作成 ど	概要書 等のP DF化	データ パンチ 入力	電子化 支援テム 提供	中間ファ イル作成 検証用環 境の提供	共用 DB への投 入	備考
電子化業務	0		原則民間業者が 実施		0	0	・特庁がICBA及び民間 事業者の2契約を締 結

注) 発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により全ての業務の直接受託はお受けしませんのでご留意ください。

② アスベスト調査台帳整備業務について

平成 28 年 5 月 24 日付国住指第 4276 号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」((課長通達)より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を実施し、アスベスト調査台帳の整備に関する業務を受託しております。

表3 アスベスト調査台帳作成のための位置・所有者特定作業の場合

業務受託方式(〇がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順 位置特定作 書の作成 業 など		所有者特定 作業	電子化支 援システ ム提供	アスベス ト調査台 帳作成	備考
アスベスト調査 台帳整備業務	0	原則民間事	業者が実施	0	0	・特庁がICBA及び民 間事業者の2契約を締 結

2. 既存システム(EXCEL 台帳等を含む)からのデータ移行について

既存システムから共用DBへのデータ移行は、既存システム(共用DB以外のシステム)に格納されたデータ等から「中間ファイル」を作成いただき、それを台帳登録閲覧システムの検証環境に投入して移行後の状態を十分確認いただいたのち、ICBAが共用DBの本番環境に投入することにより行います。データ移行関係資料と必要な費用はICBAのホームページに公開しております。

URL:https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4

事 務 連 絡 令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県建築主務部長 様

令和3年度当初予算案における 住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて

> 国土交通省住宅局市街地建築課 建築指導課

令和2年12月21日に令和3年度予算案が閣議決定され、社会資本整備総合交付金による 住宅・建築物アスベスト改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)について、別添1 のとおり、延長・見直しを行う予定としておりますので、お知らせいたします。

- 民間建築物については、令和7年度末まで着手期限を延長することを踏まえて、補助制度による支援を行う地方公共団体においては、民間建築物所有者に対して補助事業を周知し、積極的な活用を促すなど、民間建築物のアスベスト対策の一層の推進に努められたい。
- 市区町村所有建築物については、令和5年度末まで着手期限を延長するとともに、アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)の整備を要件にすることを踏まえ、地方公共団体において早期にアスベスト調査台帳を整備し、速やかに除去等の対策に取り組まれたい。これに伴い、アスベスト調査台帳の整備状況や支援制度の活用意向について、別添2に従い、調査にご協力いただきたい。

都道府県におかれましては、これらの内容について、貴管下の市区町村に周知くださいますようお願いいたします。

なお、事業実施には、国会における令和3年度予算成立が前提になるため、今後、内容 等が変更になることがあります。

【問合せ先】

(住宅・建築物アスベスト改修事業に関すること)

住宅局市街地建築課 藤﨑、嘉祥寺

電話:03-5253-8111 藤﨑(内線 39655) e-mail:fujisaki-s26n@mlit.go.jp

嘉祥寺(内線 39654) e-mail: kashohji-a2kz@mlit.go.jp

(アスベスト調査台帳の整備の調査に関すること)

住宅局建築指導課 松田

電話:03-5253-8111 (内線 39546) e-mail: matsuda-k2gm@mlit.go.jp

別 添 1

住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)の延長

1. 目 的

住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)のアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に関する事業期限の延長を行うとともに、必要な見直しを行い、アスベスト対策を推進する。

2. 内容

- (1) 民間建築物
 - (現行) 令和2年度末までに着手したものが対象
 - (改正) 令和7年度末までに着手したものが対象
- (2) 市区町村所有建築物
 - (現行) 令和2年度末までに着手したものが対象
 - (改正) <u>令和5年度末まで</u>に着手したものが対象 <u>ただし、アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備してい</u> る地方公共団体に限る。

2. 建築行政•技術情報提供事業

1 講習会

- ■建築基準適合判定資格者検定を受検される方を対象とした講習会
- 令和 4 年度 建築基準適合判定資格者検定 受検講習会

「令和4年度版建築基準適合判定資格者の手引き」を用いた、検定受検者のための講習会(オンライン講習)です。

開催日:令和4年5月20日(参加人数219名)

後 援:日本建築行政会議

• 令和 4 年度 建築基準適合判定資格者検定 直前講習会

「令和4年度版建築基準適合判定資格者の手引き」を用い、3日間でより詳細かつ実践的な内容による講習会(オンライン講習)を行います。

開催日:令和4年7月20日~7月22日の3日間

後 援:日本建築行政会議

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

- 「建築構造審査・検査要領ー確認審査等に関する指針 運用解説編ー2022 年版」

解説講習会

特定行政庁・指定確認検査機関・構造適判機関、建築物の構造設計者等を対象に、2016年版からの改訂箇所を交え、2022年版全体について、表記冊子の執筆者が解説を行う講習会(オンライン講習)です。

<第1回> 令和4年5月13日(参加人数156名)

<第2回> 令和4年5月17日(参加人数122名)

オンデマンド配信: 令和4年5月19日~6月5日の18日間(視聴者数のべ755名)

後 援:日本建築行政会議

• 令和 4 度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修(オンライン講習)を行います。 法改正による 4 号建築物の審査体制の見直しに伴う人材育成強化にもご活用ください。

<第1回> 令和4年11月予定(約2週間 オンデマンド配信)

<第2回> 令和5年1月予定(約2週間 オンデマンド配信)

後 援:日本建築行政会議(予定)

• 令和 4 年度研修 建築確認実務

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令に関する知識の修得、建築確認において問題となる事例に関する討議を通じ、実務能力の向上を図ります。

<第1回> 令和4年6月14日~6月17日の4日間(集合+ライブ研修)

<第2回> 令和4年10月11日~10月14日の4日間(集合研修+ライブ研修)

会 場:(一財)全国建設研修センター 研修会館

共 催:(一財)全国建設研修センター

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書(通称:黄色本)

構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は 2015 年 6 月以降の法令等の改正・ 施行を反映させています。

一般価格: 9,900 円(税込)、会員価格: 8,910 円(税込)

令和3年7月30日 第3刷発行

・建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017 年度版

法令等の改正、利用者等からの質疑に対する回答やその後の検討結果を踏まえた、 適用事例 2013 年度版の改訂版です。

一般価格:5,060円(税込)、会員価格:4,554円(税込)

令和4年1月5日 第4刷発行

・令和4年度版 建築基準適合判定資格者の手引き

これから建築基準適合判定資格者検定を受検する方の参考書です。過去 5 年間に出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格: 3,630 円(税込)、会員価格: 3,267 円(税込)

令和4年5月9日 発行

・建築構造審査・検査要領 - 実務編 審査マニュアル - 2018 年版

平成29年9月までに公布・施行された建築基準法改正に対応し、建築基準関係規定に おける構造強度に関する基準について、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事 項についてまとめています。

一般価格:7,150円(税込)、会員価格:6,435円(税込)

令和2年4月1日 第2刷発行

建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)

防火避難規定を的確に運用するための基本解説書として5年ぶりに改訂しました。

一般価格: 4,730 円(税込)、会員価格: 4,257 円(税込) ※(株)ぎょうせいからの受託販売 令和3年6月10日 発行

・「建築構造審査・検査要領ー確認審査等に関する指針 運用解説編ー2022年版」

2016年の改訂版編集以降に行われた法改正への対応、これまでに寄せられた質問や、建築主事、指定確認検査機関、構造適判機関からの要望などを基に検討を行い、再編集した改訂版です。

一般価格:5,500円(税込)、会員価格:4,950円(税込)

令和4年3月28日 発行

3情報提供

メールマガジンの配信

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月 2 回配信しています。 登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

- ・最新の建築関連法令など建築行政の動向
- ・ICBA の講習会、図書刊行などの案内
- ・建築関連団体の講習会、図書刊行などの案内
- ・ホームページでの建築法令関連情報の提供

建築物の構造関係技術基準解説書(通称: 黄色本)に関する「Q&A」、「正誤表」、などを掲載しています。

その他、ICBA が開催する講習会や図書の「正誤表」や「Q&A」を掲載しています。

4その他

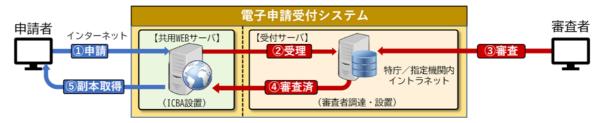
国土交通省「改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する説明動画(第1弾)」を配信中https://www.youtube.com/watch?v=bJZnQO7Q0CU

3. 建築確認手続及び建築士事務所登録手続のオンライン利用促進事業

(1) 建築確認 電子申請受付システム

所定の受付サーバを用意するだけで、簡素な建築確認電子申請が開始可能。 1法人当たり、初期費20万円、利用料月額3.9万円(税抜)。

全体構成



※共用データベースとの連携は今後の検討課題です。

Q&A

No.	質疑	回答
1	電子メールによる電子申請	利用者と審査者で申請図書の最新版を共有できる点で
	と比較した利用メリットは。	す。
2	対応できる申請は何か。	申請様式の入力画面を装備していないため、特に申請種
		別の限定はありません。
		このため、申請者は申請様式を別ソフトで完成させてお
		く必要があります。
3	特定行政庁でも利用可能か。	可能ですが、令和4年7月現在、利用実績がありません。
		主な課題は下記サイトより「特定行政庁による検証結果
		報告書」をご参照ください。
		https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a06

(2) 建築士事務所登録 電子申請受付システム

都道府県における建築士事務所新規登録・更新登録・変更届・廃業届のオンライン化を支援 するため、令和5年度末まで試行版を提供中。

電子申請された新規・更新データは共用データベースへの一括登録が可能。

全体構成



お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター mail file-kikaku@icba.or.jp TEL 03-5225-7706 (担当 久保・小池)

参考資料

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム(以下「共用DB」という。)の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - 一 共用DBに関する情報提供
 - 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
 - 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

- 第4条 会員は、次に掲げる者とする。
 - 一 国土交通省
 - 二都道府県
 - 三 建築主事を置く市町村及び特別区
 - 四 指定確認檢查機関
 - 五 指定構造計算適合性判定機関
 - 六 建築士法関係機関
 - 七 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

- 第5条 会員の権利は、次のとおりとする。
 - 一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。 なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
 - 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 理事 10名以上30名以下
 - 2 理事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
 - 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。
 - 3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務 を行わなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。
 - 2 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 共用DB運用の基本的事項に関する提案
 - 二 会則の改正
 - 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

- 第11条 理事会は、役員をもって構成する。
 - 2 理事会は、次の事項を決定する。
 - 一 総会に付議すべき事項
 - 二 総会で決定した事項の執行に関すること
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
 - 3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

- 第12条 会議は、会長が招集する。
 - 2 総会は、原則として隔年度開催とする。
 - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 14 条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

- 第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
 - 2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

- 第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター に事務局を置く。
 - 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成19年7月26日から施行する。

(附 則)

- 第1条 平成22年度に限り、会則第8条第1項の規定による役員の任期は、 1年とする。
- 第2条 この会則は、平成22年11月12日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成24年4月27日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成26年7月18日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成27年7月24日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成29年10月27日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会状況

令和4年7月1日現在

				u-t-	<i>→</i> / → ~ 1 .					Ы ~ , 		→ 1/1// EE A	A	建築士法関係団体				. , , , ,
				符	定行政	· 万						機関等	宇	建	ı	関係団	 	
	区域	都道 府県	政令 市	4条 1項	4条 2項	限特	特別区	計	大臣 指定	地整 指定		その他	計	国・地整	建築士会	事務所 協会	計	合計
_	21. 0. 0	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区		大臣指定	地整指定	知事指定	その他				務所協会		
	·連合会				_	_								11	1	1	13	13
北		1	1		2	13		17			2	1	3			1	1	21
青山	森	1		1	2			4			1		1		1	1	2	7
<u>岩</u> 宮	手 城	1 1	1	1	3	6		8 5		1	1 1		$\frac{1}{2}$			-		9
科		1	1	1	1			<u>a</u>		1	1		1			1	1	5
山		1			1	2		4			1		1				1	$\frac{5}{5}$
福	島	1		$\frac{}{2}$	1	$\frac{2}{2}$		5			1		1	_	1	1	2	$\frac{3}{7}$
炭	城	1			5			6		1	2		3	_	1		1	10
栃	木	1		1	7			9				1	1	_	1		1	11
群		1			1	1		3			1		1	_	1	1	2	6
埼	玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	_	1	1	2	26
千	葉	1	1	5	8	6		21	1	2	1		4	_				$\frac{-5}{25}$
東	京	1		1	3		19	24	13	3	1	1	18	_	1	1	2	44
神	奈 川	1	3	3	6			13	3	2	1		6	_	1	1	2	21
新	潟	1	1	1	2			5			2		2	_	1		1	8
富	山	1		1				2			1		1	_	1	1	2	5
石	Щ	1			1	1		3			1		1	_				4
福	井	1		1				2			1		1	_				3
Щ	梨	1			1			2		1	1		2	_				4
長	野	1		1	1	2		5			1		1	_	1	1	2	8
岐	阜	1		1	-	1		5						_				5
静	岡	1	2		4	7		14	1			1	2	_		1	1	17
愛	知	1	1	5		11		18	1	1			2	_		1	1	21
Ξ	重	1		2	3	1		7			1		1	_				8
滋	賀	1		1	6			8		1	1		2	_		1	1	11
京	都	1	1		1			3		1	1		2	_	_			5
<u>大</u> 兵	阪 庫	1	2 1	$\frac{6}{2}$	5 3			14	3	$\frac{6}{2}$	1 1		10	_	1		1	25
奈		$\frac{1}{1}$	1	$\frac{2}{1}$	2			$\frac{7}{4}$			1		3			1	1 1	11 5
和		1		1				$\frac{4}{2}$									1	$\frac{3}{2}$
鳥	取	1			3			$\frac{2}{4}$						_				$\frac{2}{4}$
島	根	1			2	4		$\frac{4}{7}$						_				7
岡	山	1		1	5			7						_	1		1	8
広	島	1	1	1		1		6	1	1	1		3		1		1	$\frac{0}{10}$
山	口口	1			6	1		8					J	_			_	8
徳		1						1						_				1
香	Л	1		1				2								1	1	3
愛	媛	1		1	3	1		6						_				6
高	知	1		1				2			1		1	_				3
福	岡	1	2	1				5		1	1		2	_		1	1	8
佐	賀	1			1			2			1		1	_		1	1	4
長		1		2		2		5						_		1	1	6
熊		1	1		2			4			1		1	_				5
大		1		1	4			6			1		1	_		1	1	8
宮室	<u></u> 崎	1			2			3						_				3
	児島	1				2		3			1		1	_		1	1	5
沖		1		1	4			6			1		1	_				7
	計	47	19	50	110	77	19	322	23	24	34	4	85	11	15	22	48	455
機	関総数	47	20	69	148	144	23	451	26	40	64	10	140	11	48	48	107	698
	入会率	100%	95%	72%	74%	53%	83%	71%	88%	60%	53%	40%	61%	100%	31%	46%	45%	65%